

教 育 委 員 会 規 則 番 号	教育委員会規則名	公布年月日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 号	さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	令和5年3月22日
教 育 委 員 会 規 則 第 2 号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 3 号	さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 4 号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 5 号	さいたま市指導不適切教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 6 号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 7 号	さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 8 号	さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 9 号	さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 0 号	さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 1 号	さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 2 号	さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 3 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 4 号	さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 5 号	教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 6 号	さいたま市教職員の給与に関する条例附則第26項から第29項までの規定による給料に関する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 7 号	さいたま市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 8 号	さいたま市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日
教 育 委 員 会 規 則 第 1 9 号	さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	令和5年3月28日

さいたま市教育委員会規則第1号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
(名称等) 第2条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格、 <u>通学区域及び学級数</u> は、別表のとおりとする。						(名称等) 第2条 学校の名称、部、修業年限、定員数、入学資格及び <u>通学区域</u> は、別表のとおりとする。					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	6 6	[略]	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	6 6	[略]	[略]
	中学部						中学部				
	高等部						高等部				
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	4 8	[略]	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	4 8	[略]	[略]
	中学部						中学部				
	高等部						高等部				
学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は18学級を上限とする。											

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織) 第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。 管理部 [略] 学校施設整備課 <u>計画係</u> <u>整備係</u> [略]	(内部組織) 第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。 管理部 [略] 学校施設整備課 <u>計画整備係</u> [略]
(事務分掌) 第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 [略] 学校教育部 指導1課 (1)～(12) [略] <u>(13)</u> 校外行事及び修学旅行の届に関すること。 <u>(14)</u> 地域に開かれた学校の運営の推進に関すること。 <u>(15)</u> 学校飼育動物に関すること。 <u>(16)</u> 教育実習に関すること。 <u>(17)</u> 歸国・外国人児童生徒教育に関すること。 <u>(18)</u> 生徒・教職員海外派遣等に関すること。 <u>(19)</u> 学校教育に係る研究団体等の助成に関すること。 <u>(20)</u> 大会派遣補助に関すること。 <u>(21)</u> 教育研究所との連絡調整に関すること。	(事務分掌) 第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 [略] 学校教育部 指導1課 (1)～(12) [略] <u>(13)</u> 自然の教室等に関すること。 <u>(14)</u> 校外行事及び修学旅行の届に関すること。 <u>(15)</u> 地域に開かれた学校の運営の推進に関すること。 <u>(16)</u> 学校飼育動物に関すること。 <u>(17)</u> 教育実習に関すること。 <u>(18)</u> 歸国・外国人児童生徒教育に関すること。 <u>(19)</u> 生徒・教職員海外派遣等に関すること。 <u>(20)</u> 学校教育に係る研究団体等の助成に関すること。 <u>(21)</u> 大会派遣補助に関すること。 <u>(22)</u> 教育研究所との連絡調整に関すること。

<p>(22) 館岩少年自然の家との連絡調整及び自然の教室の実施に係る児童扶助に関すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、参事、副参事又は総合調整幹を置くことができる。</p> <p>3 部に副理事、次長、参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。</p> <p>4 課及び室に、副参事、主席管理主事、主席指導主事、課長補佐、室長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、専門幹、参与、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。</p> <p>5 施設又は機関に、副理事、参事、副参事、主席管理主事、主席指導主事、所長補佐、館長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、専門幹、参与、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。</p> <p>6～9 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 副教育長、理事、部長、館長、副理事、次長、参事、課長、室長、所長、副館長、副参事、主席管理主事、主席指導主事、総合調整幹、調整幹及び係長は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主幹、主任管理主事、主任指導主事、専門幹、主査、管理主事及び指導主事は、上司の命を受け、担任事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 参与は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p>	<p>(23) 館岩少年自然の家との連絡調整に関すること。</p> <p>(職員)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 事務局に理事及び副理事を置くことができる。</p> <p>3 部に副理事、次長、参事及び参与を置くことができる。</p> <p>4 課及び室に、副参事、主席管理主事、主席指導主事、参与、課長補佐、室長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。</p> <p>5 施設又は機関に、副理事、参事、副参事、主席管理主事、主席指導主事、参与、所長補佐、館長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。</p> <p>6～9 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 副教育長、部長、館長、課長、室長、所長及び係長は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>2 理事、副理事、次長、参事、副館長、副参事、主席管理主事、主席指導主事及び参与は、上司の命を受け、担任事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 参与、主幹、主任管理主事、主任指導主事、主査、管理主事及び指導主事は、上司の命を受け、担任事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>5 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第3号

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第7号に規定する教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員であって教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第7号に規定する教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員であって教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

別表（第4条関係）

職種名	職務名
事務職員 又は技術職員	副教育長、理事、副理事、部長、館長、次長、参事、課長、室長、所長、副館長、事務長、副参事、主席管理主事、主席指導主事、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、主幹、事務室長、主任管理主事、主任指導主事、 <u>総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、係長、主査、管理主事、指導主事、主任、主事、技師、栄養士、歯科衛生士、看護師、養護師</u>
[略]	

別表（第4条関係）

職種名	職務名
事務職員 又は技術職員	副教育長、理事、副理事、部長、館長、次長、参事、課長、室長、所長、副館長、事務長、副参事、主席管理主事、主席指導主事、 <u>参与、課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、主幹、事務室長、主任管理主事、主任指導主事、係長、主査、管理主事、指導主事、主任、主事、技師、栄養士、歯科衛生士、看護師、養護師</u>
[略]	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第17条 条例第15条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えるべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により与えるべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務教職員等</u>（条例第4条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員等をいう。以下同じ。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不齊一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務教職員等</u>のうち、齊一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第3条第2項から第5項までの規定により定められた不齊一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p>	<p>（年次有給休暇の日数）</p> <p>第17条 条例第15条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えるべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により与えるべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員等及び<u>再任用短時間勤務教職員等</u>（条例第4条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務教職員等</u>をいう。以下同じ。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不齊一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員等及び<u>再任用短時間勤務教職員等</u>のうち、齊一型短時間勤務教職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第3条第2項から第5項までの規定により定められた不齊一型短時間勤務教職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p>

第18条 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第18条 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第19条 条例第15条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに教職員となるもの（次号に掲げる教職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務教職員等及び定年前再任用短時間勤務教職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）
- (2) 当該年において国家公務員等（条例第15条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに教職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる教職員が定年前再任用短時間勤務教職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

第19条 条例第15条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに教職員となるもの（次号に掲げる教職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務教職員等及び再任用短時間勤務教職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）
- (2) 当該年において国家公務員等（条例第15条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに教職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに教職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる教職員が再任用教職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。第4項において同じ。）又は任期付短時間勤務教職員（条例第3条第4項に規定する任期付短時間勤務教職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2・3 [略]

4 条例第15条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる教職員が定年前再任用短時間勤）

2・3 [略]

4 条例第15条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、教職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる教職員が再任用教職員又は任期

務教職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、委員会が別に定める日数）（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 [略]

付短時間勤務教職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮して、委員会が別に定める日数）（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用教職員に関する経過措置)

2 暫定再任用教職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。次項において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務教職員等（この規則による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第17条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務教職員等をいう。次項において同じ。）とみなして、改正後の規則第19条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務教職員（暫定再任用教職員で、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務教職員等とみなして、改正後の規則第17条及び第19条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 改正後の規則第18条の規定は、改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数について準用する。

さいたま市教育委員会規則第5号

さいたま市指導不適切教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市指導不適切教員の認定の手續等に関する規則（平成20年さいたま市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された者（以下「<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>」という。）を除く。）並びに講師（<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>及び非常勤の者を除く。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された者（以下「<u>再任用職員</u>」という。）を除く。）並びに講師（<u>再任用職員</u>及び非常勤の者を除く。）をいう。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用教職員に関する経過措置）

2 暫定再任用教職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務教職員（この規則による改正後のさいたま市指導不適切教員の認定の手續等に関する規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務教職員をいう。）とみなして、同条の規定を適用する。

さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 昇格及び降格(第17条—<u>第21条の2</u>)</p> <p>第5章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(新たに教職員となった者の号給)</p> <p>第10条 新たに教職員となった者の号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める号給</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない教職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は<u>第21条の2第1項</u>の規定により得られる号給</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、委員会</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 昇格及び降格(第17条—<u>第21条</u>)</p> <p>第5章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(新たに教職員となった者の号給)</p> <p>第10条 新たに教職員となった者の号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める号給</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない教職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は<u>第21条第1項</u>の規定により得られる号給</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、委員会の定める号給とする。</p>

の定めるところにより、その者の号給を決定する
ことができる。

(降格)

第21条 教職員を降格させる場合には、その職務
に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の
級に決定するものとする。

(降格の場合の号給)

第21条の2 教職員を降格させた場合におけるそ
の者の号給は、その者に適用される給料表の別に
応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給
に対応する別表第6の2に定める降格時号給対応
表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2・3 [略]

(初任給基準を異にする異動をした教職員の号給)

第23条 [略]

2 [略]

3 第20条及び第21条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員の号給については適用しない。

(降格の場合の号給)

第21条 教職員を降格させた場合におけるその者
の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と
同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近
下位の額の号給）とする。

2・3 [略]

4 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の職務の級
3級又は4級から教職員を降格させた場合における
当該降格後の号給に関しては、条例別表第1の
備考第2項又は別表第2の備考第2項の規定の適
用がないものとして第1項の規定を適用するもの
とする。

(初任給基準を異にする異動をした教職員の号給)

第23条 [略]

2 [略]

3 第20条及び第21条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員の号給については適用しない。

別表第6の次に次の1表を加える。

(4) 学校事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受け ていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	49	17	17
2	50	18	18
3	51	19	19
4	52	20	20
5	53	21	21
6	54	22	22
7	55	23	23
8	56	24	24
9	57	25	25
10	58	26	26
11	59	27	27
12	60	28	28
13	61	29	29
14	62	30	30
15	63	31	31
16	64	32	32
17	65	33	33
18	66	34	34
19	67	35	35
20	68	36	36
21	69	37	37
22	70	38	38
23	71	39	39
24	72	40	40
25	73	41	41
26	74	42	42
27	75	43	43
28	76	44	44
29	77	45	45
30	78	46	46
31	79	47	47
32	80	48	48
33	81	50	49
34	82	52	50
35	83	54	51
36	84	56	52
37	86	57	53
38	88	58	54
39	89	59	55
40	89	60	56
41	89	62	57
42	89	64	58
43	89	66	59
44	89	68	60
45	89	70	61
46	89	72	62
47	89	74	63
48	89	76	64
49	89	79	66
50	89	82	68
51	89	85	70
52	89	88	72
53	89	91	74
54	89	94	76
55	89	97	78
56	89	100	80
57	89	101	81
58	89	101	82
59	89	101	83
60	89	101	84
61	89	101	86
62	89	101	88
63	89	101	90
64	89	101	92
65	89	101	94
66	89	101	96
67	89	101	98
68	89	101	100
69	89	101	101
70	89	101	101

(4) 学校事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受け ていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
71	89	101	101
72	89	101	101
73	89	101	101
74	89	101	101
75	89	101	101
76	89	101	101
77	89	101	101
78	89	101	101
79	89	101	101
80	89	101	101
81	89	101	101
82	89	101	101
83	89	101	101
84	89	101	101
85	89	101	101
86	89	101	101
87	89	101	101
88	89	101	101
89	89	101	101
90	89	101	
91	89	101	
92	89	101	
93	89	101	
94	89	101	
95	89	101	
96	89	101	
97	89	101	
98	89	101	
99	89	101	
100	89	101	
101	89	101	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第7号

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第5条 [略]	<p>第5条 [略]</p> <p>2 条例附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員（以下「減額支給対象教育職員」という。）で、条例第5条第3項ただし書に規定する育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員であるものについて、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）附則第9項（同条例附則第10項の規定により準用する場合を含む。）又は附則第11項の規定により読み替えられた条例附則第23項第1号に規定する算出率を乗じて得た額又は同項第3号及び第4号に規定する算出率で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第9条 条例第23条において読み替えて準用する職員給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例等の規定によって給料を減じて支給する場合であっても、教職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第9条 条例第23条において読み替えて準用する職員給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例等の規定（条例附則第25項の規定を除く。）によって給料を減じて支給する場合であっても、教職員が本来受けるべき給料の月額とする。</p> <p>2・3 [略]</p>
	<p>（条例附則第23項の規定により減じる額の日割計算等）</p> <p>第10条 月の中途中において、減額支給対象教育職員以外の者が減額支給対象教育職員となった場合又は減額支給対象教育職員が、減額支給対象教育職員以外の教育職員となった場合、離職した場合若しくは第4条第1項各号に掲げる場合に該当し</p>

た場合におけるそれぞれの期間の条例附則第23項第1号及び第2号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

2 条例附則第23項各号（第2号を除く。）に掲げる給与の額から同項各号（第2号を除く。）に定める額に相当する額を減じた額並びに前項の条例附則第23項第1号及び第2号に定める額に相当する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(条例附則第25項の教育委員会規則で定める時間)

第11条 条例附則第25項の教育委員会規則で定める時間は、第9条第3項に規定する時間とする。

(その他)

第10条 [略]

(その他)

第12条 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第8号

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、給料の調整額の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第3条 教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に1を乗じて得た額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。次条において「条例」という。）第9条の規定に基づき、給料の調整額の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第3条 教育職員の給料の調整額は、当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に1を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下この条において「再任用短時間勤務教育職員」という。）にあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による</p>

短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。以下この条において「育児短時間勤務教育職員等」という。)にあってはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下この条において「任期付短時間勤務教育職員」という。)にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務教育職員、育児短時間勤務教育職員等及び任期付短時間勤務教育職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、
調整基本額に1を乗じて得た額に、当該各号に定
める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第22条の4第1項の規定により採用された教
育職員 さいたま市教職員の勤務時間、休日及
び休暇に関する条例(平成29年さいたま市條
例第17号。以下この項において「勤務時間條
例」という。)第3条第3項の規定により定め
られたその者の勤務時間を同条第1項に規定す
る勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成
3年法律第110号。以下この号及び次号にお
いて「育児休業法」という。)第10条第1項
に規定する育児短時間勤務をしている教育職員
及び同法第17条の規定による短時間勤務をし
ている教育職員 勤務時間条例第3条第2項の
規定により定められたその者の勤務時間を同条
第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用
された教育職員 勤務時間条例第3条第4項の
規定により定められたその者の勤務時間を同条
第1項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲
げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額
(その額が給料月額(前項各号に掲げる教育職員
にあっては、その者に適用される給料表並びにそ
の職務の級及び号給に応じた額。以下この項にお
いて同じ。)の100分の4.5を超えるときは、
給料月額の100分の4.5に相当する額)とす
る。

- (1) 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該
教育職員に適用される給料表及び職務の級に応
じた別表第1に掲げる額
- (2) 前項第1号に掲げる教育職員 当該教育職員
に適用される給料表及び職務の級に応じた別表
第2に掲げる額
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これら
の規定による給料の調整額が給料月額の100分
の25を超えるときは、給料月額の100分の2
5に相当する額を給料の調整額とする。

(端数計算)

第4条 前条第1項、第2項及び第4項の規定によ
る給料の調整額並びに同条第3項に規定する調整
基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ
の端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の
額とする。

(条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職
員の給料の調整額)

第5条 条例附則第24項の規定の適用を受ける教
育職員に対する第3条第3項の規定の適用につい
ては、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応
じた額」とあるのは「応じた額に100分の70
を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を
生じたときはこれを切り捨て、50円以上100
円未満の端数を生じたときはこれを100円に切
り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」と
あるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得
た額（その額に、50円未満の端数を生じたとき
はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端
数を生じたときはこれを100円に切り上げた額
）」とする。

第6条 [略]

別表第1 (第3条第3項第1号関係)

[略]

第4条 [略]

別表 (第3条関係)

[略]

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条第3項第2号関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	1級	7, 000円
	2級	8, 200円
	特2級	9, 100円
	3級	10, 200円
	4級	12, 500円
教育職給料表(2)	1級	6, 800円
	2級	8, 100円
	特2級	8, 900円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用に関する経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（次項において「暫定再任用教育職員」という。）で、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）は、同項の規定により採用された教育職員（次項において「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）とみなして、この規則による改正後のさいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の規則第3条第3項の規定を適用する。
- 4 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「給与条例」という。）第9条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された教育職員（次項において「特定暫定再任用教育職員」という。）のうち、当該職に係るさいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）第1条の規定による改正前のさいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である教育職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第3条及び第4条並びに前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に1を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に改正後の規則第3条第2項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる教育職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額

)) を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の 100 分の 25 を超えるときは、給料月額の 100 分の 25 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員（施行日前に改正法による改正前の法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）であった教育職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員（第 3 号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めこととなった特定暫定再任用教育職員（次号に掲げる教育職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になったとした場合に、さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例（令和 4 年さいたま市条例第 36 号）第 4 条の規定による改正前の給与条例（次号において「改正前の給与条例」という。）及びこれに基づくさいたま市教育委員会規則（次号において「教育委員会規則」という。）の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前のさいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則（次号において「改正前の規則」という。）の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用教育職員（給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となったものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に 2 回以上該当することとなった場合にあっては、同日にお

いて次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合) に、改正前の給与条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則の規定を適用したとならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 教育職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合 (同日に旧法再任用教育職員でなかつた者にあっては同日に旧法再任用教育職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(その他)

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市教育委員会が別に定める。

さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（支給する教育職員の職及び額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 管理職手当の月額は、前項に規定する職の区分に応じ、別表の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務であることとなった教育職員を含む。）にあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された教育職員にあってはその額に同条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に同条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>（支給する教育職員の職及び額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 管理職手当の月額は、前項に規定する職の区分に応じ、別表の手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務であることとなった教育職員を含む。）にあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された教育職員<u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>にあってはその額に同条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に同条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>

附 則

附 則
（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(さいたま市立幼児教育センター付属幼稚園の教育職員に対する別表の適用)

2 平成30年3月31日までの間、さいたま市立幼児教育センター付属幼稚園に勤務する教育職員の別表の適用については、同表に掲げる職中「校長」とあるのは「園長」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用に関する経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員で、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、同項の規定により採用された教育職員とみなして、この規則による改正後のさいたま市教育職員の管理職手当に関する規則第2条第2項の規定を適用する。

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の住居手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（権衡教職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）第5条第3項に該当する教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された教職員を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者にあっては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあっては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料宿舎及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（権衡教職員の範囲）</p> <p>第4条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）第5条第3項に該当する教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された教職員を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者にあっては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあっては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料宿舎及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第11号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員の通勤手当の減額）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法<u>第28条の6第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>	<p>（育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員の通勤手当の減額）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>（支給単位期間）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法<u>第28条の2第1項</u>の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他委員会の定める事由が生じることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生じることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（権衡教職員の範囲等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>（権衡教職員の範囲等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第17条において読み替えて準用する職員給与条例第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員</p> <p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>以下この号において「法」という。）</u><u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定による採用（<u>法第28条の2第1項</u>の規定により退職した日（<u>法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。</u>）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(7)・(8) [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用等に関する経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用教職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。）は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）第17条において読み替えて準用するさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員とする。

(1) 改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前的地方公務員法（以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後的地方公務員法（以下この号において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 この規則の施行の日の前に、この規則による改正前のさいたま市教職員の単身赴

任手当に関する規則第5条第3項第6号アに該当する採用をされた教職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける教職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9条第1項第1号において「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）その他市教育委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の定める職員を含む。）となつた者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の職員にあっては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）その他委員会の定める職員に限る。）となつた者 ア～ウ [略]</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p>	<p>第3条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける教職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（法第28条の4第1項<u>若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員（<u>第24条において「再任用教職員</u>といふ。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」といふ。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9条第1項第1号において「<u>任期付短時間勤務職員</u>」といふ。）その他市教育委員会（以下「<u>委員会</u>」といふ。）の定める職員を含む。）となつた者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の職員にあっては、<u>再任用短時間勤務職員</u>、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」といふ。）その他委員会の定める職員に限る。）となつた者 ア～ウ [略]</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p>

<p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。第22条第2項第4号において「育児短時間勤務教職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に<u>育児短時間勤務教職員等の算出率</u>（条例第6条に規定する育児短時間勤務教職員等の算出率をいう。第22条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p>	<p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。第22条第2項第4号において「育児短時間勤務教職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（条例第5条第3項ただし書に規定する算出率をいう。第22条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合（第3号、第4号又は第5号に掲げる者にあっては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。）は、その期間内においてこれらの者として在職した期間（第2号に掲げる者として在職した期間にあっては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p>	<p>第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合（第3号、第4号又は第5号に掲げる者にあっては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。）は、その期間内においてこれらの者として在職した期間（第2号に掲げる者として在職した期間にあっては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p>
<p>(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む。）</p>	<p>(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む。）</p>
<p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(2)～(5) [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p>
<p>第22条 [略]</p>	<p>第22条 [略]</p>
<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p>	<p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(4) 育児短時間勤務教職員等として在職した期間から当該期間に<u>育児短時間勤務教職員等の算出率</u>を乗じて得た期間を控除して得た期間</p>	<p>(4) 育児短時間勤務教職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間</p>
<p>(5)～(11) [略]</p>	<p>(5)～(11) [略]</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員の前項第6号から第9号までに定める30日の計算方法については、委員会が別に定める。</p>	<p>3 再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員の前項第6号から第9号までに定める30日の計算方法については、委員会が別に定める。</p>
<p>（勤勉手当の成績率）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p>
<p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p>	<p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p>
<p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p>	<p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p>

ア 定年前再任用短時間勤務教職員（条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の教職員 100分の105（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、100分の125）

イ 定年前再任用短時間勤務教職員 100分の47.5（特定管理教育職員にあっては、100分の57.5）

(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員

ア 定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員 100分の100（特定管理教育職員にあっては、100分の130）

イ 定年前再任用短時間勤務教職員 100分の47.5（特定管理教育職員にあっては、100分の57.5）

(端数計算)

第26条 [略]

ア 再任用教職員以外の教職員 100分の110（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、100分の130）

イ 再任用教職員 100分の50（特定管理教育職員にあっては、100分の60）

(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員

ア 再任用教職員以外の教職員 100分の105（特定管理教育職員にあっては、100分の135）

イ 再任用教職員 100分の50（特定管理教育職員にあっては、100分の60）

(端数計算)

第26条 [略]

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例附則第23項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に第7条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額（条例附則23項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定教育職員が受けるべき同項第1号に規定する給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に第7条第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額）

(2) 条例附則第23項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第4号に規定する勤勉手当減額基礎額）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用に関する経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（この規則による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とみなして、改正後の規則第3条、第9条第1項及び第22条第3項の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員（改正後の規則第24条第1号アに規定する定年前再任用短時間勤務教職員をいう。）とみなして、改正後の規則第24条の規定を適用する。

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）にあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。）にあってはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第27条第1項に規定する教育職員で教</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>、<u>第28条の5第1項</u>又は<u>第28条の6第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により採用された教育職員で同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものにあってはその額にさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員を含む。）にあってはその額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第27条第1項に規定する教育職員で教</p>

育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給 (その者が、定年前再任用短時間勤務教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下この条において同じ。) に対応する別表第1に掲げる額

(2)・(3) [略]

附 則

1・2 [略]

(条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当)

3 条例附則第24項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「別表第1に掲げる額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100分の70を乗じて得た額 (その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同条第2号及び第3号中「別表第2に掲げる額」とあるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額 (その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給 (その者が、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下この条において同じ。) に対応する別表第1に掲げる額

(2)・(3) [略]

附 則

1・2 [略]

(さいたま市立幼児教育センター付属幼稚園の教育職員に対する第2条及び第3条第3号の適用)

3 平成30年3月31日までの間、さいたま市立幼児教育センター付属幼稚園に勤務する教育職員の第2条及び第3条第3号の規定の適用については、第2条中「条例第27条第3項に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部」とあるのは「条例附則第22項の規定により読み替えて適用する条例第27条第3項に規定する幼稚園」と、第3条第3号中「前条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用する第2条」、「別表第2に掲げる額」とあるのは「別表第1に掲げる額に2分の1を乗じて得た額」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分 号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	1から4まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5から8まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9から12まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13から16まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17から20まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21から24まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25から28まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29から32まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33から36まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37から40まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41から44まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45から48まで	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49から52まで	3,300	3,900	5,700	6,300	8,000
	53から56まで	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000
	57から60まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61から64まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65から68まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69から72まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73から76まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77から80まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81から84まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85から88まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89から92まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93から96まで	4,300	5,800	7,200	7,500	
	97から100まで	4,400	5,900	7,200	7,500	
	101から104まで	4,400	6,100	7,200	7,600	
	105から108まで	4,500	6,200	7,200	7,600	
	109から112まで	4,500	6,300	7,300	7,600	
	113から116まで	4,600	6,400	7,300	7,600	
	117から120まで	4,700	6,500	7,300	7,600	
	121から124まで	4,700	6,600			
	125から128まで	4,800	6,700			
	129から132まで		6,800			
	133から136まで		6,900			
	137から140まで		6,900			
	141から144まで		6,900			
	145から148まで		7,000			
	149から152まで		7,100			
	153から156まで		7,200			
	157から160まで		7,200			
	161		7,200			
定年前再任用短時間勤務教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	1から4まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
	45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
	49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
	53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	8,000
	57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	8,000
	61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	8,000
	65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81から84まで	4,100	5,800	6,800	7,600	
	85から88まで	4,100	5,900	6,900	7,700	
	89から92まで	4,200	6,100	7,100	7,700	
	93から96まで	4,300	6,200	7,200	7,800	
	97から100まで	4,400	6,300	7,200	7,900	
	101から104まで	4,400	6,400	7,200	7,900	
	105から108まで	4,500	6,500	7,200		
	109から112まで	4,500	6,600	7,300		
	113から116まで	4,600	6,700	7,300		
	117から120まで	4,700	6,800	7,300		
	121から124まで	4,700	6,900			
	125から128まで	4,800	6,900			
	129から132まで	4,900	6,900			
	133から136まで	4,900	7,000			
	137から140まで	4,900	7,100			
	141から144まで	5,000	7,200			
	145から148まで	5,100	7,200			
	149から152まで	5,100	7,200			
	153	5,100				
定年前再任用短時間勤務教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用に関する経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（次項において「暫定再任用教育職員」という。）で、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後のさいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第3条に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同条の規定を適用する。

3 暫定再任用教育職員（暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。）は、改正後の規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同条（各号列記の部分に限る。）の規定を適用する。

さいたま市教育委員会規則第15号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退職票の提出)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により退職票の交付を受けた者は、速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、同項の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が<u>第9条第5項</u>又は<u>第9条の4第3項</u>の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて当該通知書を提出しなければならない。</p>	<p>(退職票の提出)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により退職票の交付を受けた者は、速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、同項の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が<u>第9条第4項</u>に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて当該通知書を提出しなければならない。</p>
<p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第9条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の申出は、受給期間延長等申請書（様式第6号）に<u>医師の証明書</u>その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格者が受給資格証の交付を受けていない場合にあっては、退職票。<u>以下この条及び第9条の4</u>において同じ。）を添えて委員会に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</p>	<p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第9条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書（様式第6号）に受給資格証（受給資格者が受給資格証の交付を受けていない場合にあっては、退職票。<u>第4項及び第5項</u>において同じ。）を添えて委員会に提出することによって行うものとする。</p>
<p>2 前項の申出は、<u>当該申出に係る者が</u>条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、</p>	<p>2 前項に規定する申出は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間</p>

- 当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。
- 4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 5 委員会は、第1項の申出をした者が条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書(様式第7号)を交付しなければならない。この場合(第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて委員会に提出しなければならない。
- 8 第1項ただし書の規定は第6項の規定による書類の提出に、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項の規定による書類の提出について準用する。
- (条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業)
- 第9条の2 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当す
- の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。
- 4 委員会は、第1項に規定する申出をした者が条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長通知書(様式第7号)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
- 5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
- (1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書
- (2) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証
- 6 第6条第5項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

るものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと委員会が認めたもの

(条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める教職員)

第9条の3 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項の規則で定める教職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する教職員
- (2) その他事業を開始した教職員に準じるものとして委員会が認めた教職員

(支給の期間の特例の申出)

第9条の4 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項に規定する事業を開始した教職員又は前条に規定する教職員による事業を開始した旨の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した教職員又は前条に規定する教職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて委員会に提出することによって行うものとする。

- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを

得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 委員会は、特例申出をした者が条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した教職員又は前条に規定する教職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項の規定により準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、委員会は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 5 第9条第1項ただし書の規定は特例申出及び前項の規定による書類の提出に、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出に、同条第7項の規定は特例申出、第2項ただし書の場合における特例申出及び前項の規定による書類の提出について準用する。

様式第6号、様式第7号及び様式第10号を次のように改める。

様式第6号（第9条、第9条の4関係）

受給期間延長等申請書

申請者	氏名		受給資格証番号	
	住所又は居所			
退職年月日	年　月　日			
この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 <div style="text-align: right; margin-top: -100px;">  </div>			
上記のアの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年　月　日から　年　月　日まで			
教職員の失業者の退職手当支給規則第9条第1項・第9条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。				
年　月　日				
(宛先) さいたま市教育委員会 申請者氏名 _____				
※処理欄	延長期間	年　月　日から	年　月　日まで	

(注意事項)

- 1 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間が4年を超えるときは、最大4年まで認められるものである。
- 2 ※印欄には記載しないこと。

様式第7号（第9条、第9条の4関係）

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	年　月　日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 <div style="text-align: right; margin-top: -100px;">  </div>		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年　月　日から　年　月　日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年　月　日		
さいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第16条第1項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年　月　日			
さいたま市教育委員会　印			

(注意事項)

- この通知書は、失業者の退職手当を受給するために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨をさいたま市教育委員会に届け出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨をさいたま市教育委員会に届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

様式第10号（第13条関係）

公共職業訓練等受講届

受給資格者に関する事項	氏名				受給資格証番号				
	住所又は居所								
公共職業訓練等に関する事項	種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練		
	職種		期間				昼夜間の別	昼間・夜間	
	受講開始年月日	年 月 日		終了予定年月日	年 月 日				
	この欄の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印								
寄宿に関する事項	寄宿の事実		有・無	寄宿開始年月日			年 月 日		
	寄宿前の住所又は居所								
	家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所		
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
			歳	有・無	同居・別居				
公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名									
教職員の失業者の退職手当支給規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 (宛先) さいたま市教育委員会									
受給資格者氏名 _____									
※処理欄	基本手当			寄宿手当			証明認定		

(注意事項)

※印欄には記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則第9条の2から第9条の4までの規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の教職員の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市教育委員会規則第16号

さいたま市教職員の給与に関する条例附則第26項から第29項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。第3条第2号及び第10条第3項を除き、以下「条例」という。）附則第26項から第29項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等教職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員であって、条例附則第26項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用教職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める教職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用教職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める教職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第24項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号。以下「初任給等基準規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給等基準規則別表第5に定める初任給基準表（第6条第1項

第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 条例第5条第2項の規定により教職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている教職員にあっては、当該給料月額に条例第6条に規定する育児短時間勤務教職員等の算出率（以下「育児短時間勤務教職員等の算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (9) その者の号給等 当該教職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第26項の教育委員会規則で定める教職員）

第3条 条例附則第26項の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員（特例任用後降任等教職員を除く。）のうち、次に掲げる教職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした教職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格をした教職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教職員を除く。）
 - エ 異動日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は市教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるこれに準ずる教職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた教職員

(他の職への降任等をされた教職員に対する条例附則第28項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員（特例任用後降任等教職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員となり、特定日に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる教職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる教職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる教職員以外の教職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員（第3項の規定の適用を受ける教職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる教職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第28項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした教職員（第4号に掲げる教職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした教職員（第4号に掲げる教職員を除く。） 異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教職員を除く。）

次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に育児短時間勤務教職員等の算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる教職員以外の教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は委員会の定めるこれに準ずる教職員 委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であって同項第5号に掲げる教職員に該当する教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であるものとし、当該教職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員（前項の規定の適用を受ける教職員を除く。）には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、

条例附則第28項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等教職員に対する条例附則第28項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等教職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、異動日に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する教職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第28項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等教職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員となり、異動日に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる教職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる教職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる教職員以外の教職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下

この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員(第3項の規定の適用を受ける教職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる教職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第28項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした教職員(第4号に掲げる教職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(教職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)をした教職員(第4号に掲げる教職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日

までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に育児短時間勤務教職員等の算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる教職員以外の教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は委員会の定めるこれに準ずる教職員 委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であって、同項第5号に掲げる教職員に該当する教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する教職員であるものとし、当該教職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる教職員に該当する教職員（前項の規定の適用を受ける教職員を除く。）には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、条例附則第28項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした教職員に対する条例附則第29項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした教職員（第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任等相当給料表異動をした教職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第4項各号に掲げる教職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該教職員が受けこととなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日

の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 降任等相当給料表異動をした教職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第24項の規定の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。
- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした教職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした教職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した教職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は委員会の定めるこれに準ずる教職員

第8条 第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任等相当給料表異動をした教職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第4項各号に掲げる教職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員から降任等相当給料表異動をした教職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第24項の規定の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした教職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（教職員の同意を得て行うものを除く。）をした教職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は委員会の定めるこれに準ずる教職員
(特例任用期間降格等教職員に対する条例附則第29項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等教職員（第3項特例任用教職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（教職員の同意を得て行うものに限る。）をされた教職員又は給料表異動により当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となった教職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第4項各号に掲げる教職員

を除く。) のうち、特例任用期間降格等教職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員には、特例任用期間降格等教職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 特例任用期間降格等教職員となった日の前のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした教職員 特例任用期間降格等教職員となった日の前日に特例任用期間降格等教職員となった日において適用される給料表の適用を受ける教職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等教職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等教職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9

条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等教職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた教職員に対する前2項の規定の適用については、当該教職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等教職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等教職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第24項の規定の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、委員会の定める額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等教職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給等基準規則第2条第2号に規定する昇格をした教職員
 - (2) 特例任用期間降格等教職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の教職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の教職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした教職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等教職員となった日までの間に降格（教職員の同意を得て行うものを除く。）をした教職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした教職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は委員会の定めるこれに準ずる教職員
(人事交流等教職員に対する条例附則第29項の規定による給料の支給)

第10条 初任給等基準規則第15条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用され、又は異動した教職員（以下この条において「人事交流等教職員」という。）のうち人事交流等教職員となった日（当該日が2以上

あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。) 前に教職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等教職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教職員(第4項各号に掲げる教職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第24項の規定により当該教職員が受ける給料月額(人事交流等教職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に教職員であったものとして条例附則第24項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に教職員となったものとした場合に当該教職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる教職員には、人事交流等教職員となった日(特定日前に人事交流等教職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等教職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等教職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等教職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等教職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、条例附則第24項の規定

の適用を受ける教職員であって、次に掲げる教職員には、委員会の定める日以後、委員会の定める額を、条例附則第29項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用教職員又は第3項特例任用教職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等基準規則第15条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等教職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等教職員となった日後に給料表異動等をした教職員
- (3) 人事交流等教職員となった日から特定日までの間に降格をした教職員
- (4) 人事交流等教職員となった日（特定日前に人事交流等教職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした教職員
- (5) 人事交流等教職員となった日以後に初任給等基準規則第21条第3項、第31条、第34条第2項、第36条又は第37条の規定によりその号給を決定された教職員又は委員会の定めるこれに準ずる教職員
(この規則により難い場合の措置)

第11条 条例附則第26項、第28項又は第29項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第26項、第28項又は第29項の規定による給料の支給に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第17号

さいたま市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市文化財保護条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（所有者以外の者による公開）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 条例第21条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館法<u>第31条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（所有者以外の者による公開）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 条例第21条第1項ただし書に規定する教育委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

様式第2号から様式第12号まで及び様式第14号から様式第19号までの規定中「注」を削る。

様式第20号中「名 称
注」を

「名 称」に改め、「（注）」を削る。

様式第21号から様式第24号までの規定中「注」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第18号

さいたま市博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市博物館の登録に関する規則（平成27年さいたま市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（登録の申請）</p> <p>第2条 法<u>第12条</u>の規定による申請は、博物館登録申請書（<u>様式第1号</u>）によるものとする。</p>	<p>（登録申請書の様式）</p> <p>第2条 法<u>第10条</u>の規定による博物館登録原簿の様式は、<u>様式第1号</u>のとおりとする。</p>
<p>（登録の審査）</p> <p>第3条 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、法<u>第13条</u>の規定による登録の審査をするに当たり、その適正を期すため、実地調査を行なうとともに、学識経験者の意見を徴するものとする。</p>	<p>（登録要件の審査）</p> <p>第4条 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、法<u>第12条</u>の規定による登録要件の審査をするに当たり、その適正を期すため、実地調査を行ない、又は学識経験者の意見を徴するものとする。</p>
<p>（登録原簿）</p> <p>第4条 法<u>第14条第1項</u>の規定による博物館登録原簿の様式は、博物館登録原簿（<u>様式第2号</u>）のとおりとする。</p>	
<p>（登録通知）</p> <p>第5条 法<u>第14条第2項</u>の規定による登録した旨の通知は、博物館登録通知書（<u>様式第3号</u>）によるものとする。</p>	

(変更の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による登録事項変更の届出は、博物館登録変更届（様式第4号）により、変更の都度行なわなければならない。

(登録事項等変更の届出)

第5条 法第13条第1項の規定による登録事項等変更の届出は、様式第3号により、変更の都度行なわなければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。

(定期報告)

第7条 法第16条の規定による定期報告は、定期報告書（様式第5号）により、毎年6月末日までに行わなければならない。

(登録の取消し)

第8条 委員会は、法第19条第1項の規定による登録の取消しをするに当たり、第3条の規定に準じて審査するものとする。

(登録取消通知)

第9条 法第19条第3項の規定による登録の取消した旨の通知は、登録取消通知書（様式第6号）によるものとする。

(博物館廃止の届出)

第10条 法第20条第1項の規定による博物館廃止の届出は、博物館廃止届（様式第7号）により、速やかに行なわなければならない。

(登録の取消し)

第6条 委員会は、法第14条第1項の規定による登録の取消しをするに当たり、第4条の規定に準じて審査するものとする。

(博物館廃止の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による博物館廃止の届出は、様式第4号により、廃止した日から20日以内に行なわなければならない。

(公示)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、その都度公示するものとする。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改め、様式第4号の次に次の3様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書

年　月　日

(あて先)
さいたま市教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

記

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所 (私立博物館の場合)	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(添付書類)

- 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 2 法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第4条関係）

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更			
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
	記号 番号	第号						
設置者の名称及び住所								
名称								
所在地								
備考								

様式第3号（第5条関係）

博物館登録通知書

年　月　日

様

さいたま市教育委員会

次のとおり登録したので、博物館法第14条第2項の規定により通知します。

- 1 設置者の名称（市立博物館にあっては、設置者の名称及び住所）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号

様式第4号（第6条関係）

博物館登録変更届

年　月　日

(あて先)
さいたま市教育委員会

設置者代表職氏名

登録事項を下記のとおり変更したいので、博物館法第15条第1項の規定によりお届けします。

記

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

様式第5号（第7条関係）

定期報告書

年　月　日

(あて先)
さいたま市教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第16条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事項	記載欄
博物館の名称	
博物館の所在地	
開館日数	

(添付書面)

- 1 事業報告書
- 2 事業計画書
- 3 収支報告書
- 4 収支予算書
- 5 職員名簿

様式第6号（第9条関係）

登録取消し通知書

年　月　日

様

さいたま市教育委員会 印

次のとおり登録を取消したので、博物館法第19条第3項の規定により通知します。

記

- 1 設置者の名称（市立博物館にあっては、設置者の名称及び住所）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 取消しの年月日
- 6 取消しの理由

様式第7号（第10条関係）

博物館廃止届

年　月　日

(あて先)
さいたま市教育委員会

設置者代表職氏名

博物館を下記のとおり廃止したので、博物館法第20条第1項の規定によりお届けします。

記

事　項	記　　載　　欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

さいたま市教育委員会規則第19号

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第9号（別表第2関係）及び様式第10号（別表第2関係）を次のように改める。

様式第9号（別表第2関係）

予約番号 _____

利用許可書兼領収書

発行日 年 月 日

申請者 団体名
氏名

さいたま市教育委員会

印

次のとおり利用の許可をします。

登録番号: _____

催物名					
利用目的				利用人数	人
担当者				電話番号	
貸出区分	利 用 日	開始	終了	施設名／設備名・数量	基本使用料
利用種別				施設基本使用料計	
入場料徴収				設備基本使用料計	
加算区分				加算使用料計	
減免区分				減免使用料計	
				合計使用料	
消費税 10%対象				10%対象消費税額	
備 考					
許可条件					

施設担当者	
-------	--

領収印

様式第10号（別表第2関係）

予約番号

利用変更許可書兼領収書

発行日 年 月 日

申請者 団体名

氏 名

さいたま市教育委員会

印

次のとおり利用の変更の許可をします。

登録番号:

催物名													
利用目的 担当者							利用人数 電話番号	人					
(変更前)						(変更後)							
貸出区分	利 用 日	開始	終了	施設名／設備名・数量	基本使用料	貸出区分	利 用 日	開始	終了	施設名／設備名・数量	基本使用料		
利用種別						施設基本使用料計							
入場料徴収						設備基本使用料計							
加算区分						加算使用料計							
減免区分						減免使用料計							
						合計使用料							
						既納額							
						今回納入額							
消費税 10%対象						10%対象消費税額							
備 考													
許可条件													

領収印

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。